

特定個人情報ファイル簿

特定個人情報ファイルの名称	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)転入者申請情報ファイル
実施機関の名称及び事務をつかさどる組織の名称	美濃加茂市 総務部 市民課
特定個人情報ファイルの利用目的	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>美濃加茂市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、美濃加茂市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
特定個人情報ファイルに記録される項目	別紙
本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	<p>市内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)</p> <p>※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む</p>
記録情報の収集方法	<p>・本人又は本人の代理人 ・行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) ・地方公共団体(市町村) 上記機関等との法令等に基づく手続きによる</p>
記録情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	なし
開示、訂正等の請求を受理する組織の名称及び所在地	<p>〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市 総務部 市民課 電話:0574-25-2111(内線225)</p>
訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律等による特別の手続	なし
電子ファイル・紙ファイルの別	電子ファイル